

平成19年  
2007  
広報

# かな

2月号

KANNA

NO.47



**新成人の皆さん おめでとう**  
**個性輝く人生を歩んでください**

## Contents

- 行政改革で町を健全に…………… P2~P3
- 所得税申告は忘れずに…………… P4~P5
- 晴れやかに成人式挙行…………… P6~P7
- かな「ふるさと」考…………… P12



今年の正月前半は穏やかで、  
満水近いダム湖の水もきれいな  
風景が広がっています。



# 行政改革で 町を健全に 運営

神流町行政改革大綱は平成17年12月に策定され、5カ年間の取り組み方針と実施計画を定めています。18年度からの取り組みは、すでに「広報かな」18年2月号でお知らせしたとおりです。

19年度も、更に行政改革を積極的に推進するため、条例、規則、規程、要綱の改正等、準備を進めています。特に住民の皆さまに身近なことや、関連の深いことがらは、今後も回を追ってお知らせします。国の三位一体改革や構造改革等により、自主財源の乏しい町の財政状況は益々厳しくなることが予測されます。

住民の皆さまには行政改革の趣旨をご理解のうえ、推進につきましては、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当課までお問い合わせ下さい。

## 行政改革にともなう改正の新旧対照表

※この表は、条例等の改正にともなう変更点のみを抜粋して、掲載してあります。

※事業名の最後に記載されているマークは、担当課をあらわすものです。

● = 総務課、● = 住民生活課、● = 保健福祉課、● = 産業振興課、● = 議会

事業名	内容(改正前)	内容(改正後)
ふるさと創生基金活用事業(定住対策事業) ●	結婚祝金 1組 20万円	結婚祝い金の段階的引き下げ 19年度 1組 15万円 20年度以降 1組 10万円
ふるさと創生基金活用事業(公営住宅入居促進対策事業) ●	町営住宅入居補助 (住宅使用料×1/2-住居手当等)×月数	補助制度の廃止 19年度から 既入居者のみ補助対象 20年度から 廃止
住民人間ドック検診費補助金 ●	人間ドック制度のない保険加入者に一定の検診費補助	補助制度の廃止 19年度から 廃止
老人憩いの家運営事業 ●	使用料 町在住者で60歳以上は無料 町在住者で上記以外の一般は210円/人 町外在住者は年齢を問わず310円/人	使用料の改正 19年度から 町在住者 無料 町外者 年齢を問わず310円/人 私的使用者 6時間以内 3,000円 6時間以上 5,000円
農業委員体制の見直し ●	選挙による委員定数 14名 (他選任による委員 2名)	選挙による委員定数の削減 19年度から14名を6名削減し、8名とする
塵芥処理場(船子) ●	一般廃棄物収集処理業務(不燃物)	18年度末で塵芥処理場閉鎖(クリーンセンター奥多野へ統合) 最終持ち込み期限 3月20日
クリーンセンター奥多野(尾附) ●	一般廃棄物収集処理業務(可燃物)収集処理業務委託	19年度から塵芥処理場統合に伴い、全ての一般廃棄物収集処理業務実施 19年度から収集処理業務の直営化

事業名		内容（改正前）	内容（改正後）	
議会体制の見直し	議	議員定数12名	議員定数の削減（-2名） 次の改選時から10名とする	
年末慰問事業	保	80歳以上の一人暮らし老人に慰問品を支給	19年度から事業の廃止	
敬老祝い金支給事業	保	満80歳以上の方全員に毎年敬老祝い金1万円を支給（9月1日基準日）	19年度から対象者の見直し 基準日において満80歳の方に敬老祝い金1万円を支給（9月1日基準日）	
特別敬老祝い金支給事業	保	満100歳の方に特別祝い金50万円を支給	特別敬老祝い金の支給額の見直し 19年度 40万円 20年度 30万円 21年度 20万円 22年度以降 10万円	
在宅ねたきり老人等紙おむつ給付事業	保	課税世帯 2回/年 非課税世帯 4回/年	19年度から事業の充実 課税世帯 3回/年 非課税世帯 6回/年	
高齢者慰問	保	満90歳以上の方宅に表敬訪問し、毎年祝い品を贈呈	19年度から対象者の見直し 満90歳に到達する年度に一度だけ表敬訪問し、祝い品を贈呈	
各種検診 保	基本健康診査		(19～69歳) 無料	(19～39歳 希望者) 1,000円 (40～69歳) 無料
	一日尿 (推進地区3年毎)		(40～69歳 希望者) 無料	(40～69歳 希望者) 100円
	肺がん検診	X線撮影	(40～69歳) 無料	(40～64歳) 200円 (65～69歳) 無料
		喀痰	(40～69歳) 400円	(40～69歳) 600円
	胃がん検診		(40～69歳) 800円	(40～69歳) 1,000円
	婦人科検診	子宮がん検診	(20～69歳 偶数年齢) 700円	(20～69歳 偶数年齢) 900円
		乳・甲状腺がん検診	視触診 (20～69歳 偶数年齢) 500円	併用(40～69歳 偶数年齢) 1,500円
			マンモグラフィ (40～69歳 偶数年齢) 600円	
	前立腺がん検診		(50～69歳) 200円	(50～69歳) 300円
	骨密度検診		(19～69歳) 200円	(19～69歳) 600円
歯科保健事業		歯周疾患検診 (40・50・60歳) 800円	(40・50・60歳) 900円	
肺結核検診		(40歳以上) 無料	(40～64歳) 検診対象外 (65歳以上) 無料	
体育祭敬老招待	保	満80歳以上の方を体育祭へ招待し、昼食（パン）を支給	19年度から事業の見直し 昼食（パン）は廃止、招待は継続	



# 所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成18年分の所得税の確定申告は、  
**平成19年2月16日(金)～3月15日(木)まで**です。

申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませ下さい。

## 【個人事業者の方は】

個人事業者の方の平成18年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、平成19年4月2日(月)までとなっています。

▶**確定申告が必要な方** 次に該当する方(課税事業者)です。

①平成16年分の課税売上高が1千万円を超える事業者 ②平成16年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

▶**確定申告書は2種類** 確定申告書には「簡易課税用」と「一般用」の2種類があります。①平成16年分の課税売上高が5千万円以下の課税事業者で「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は「簡易課税用」を提出してください。②平成16年分の課税売上高が5千万円を超える課税事業者または簡易課税制度を選択していない課税事業者の方は「一般用」を提出してください。

なお、どちらの場合も申告書の付表を併せて提出していただくこととなります。

▶**その他** 新たに振替納税される方は「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。

現金で納付する場合は、税務署からは申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。納付書をお持ちでない方は、お近くの金融機関または税務署に用意してある納付書で期限内に納付してください。

## 【白色申告の方は内訳書を】

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

## 【確定申告が必須の方】

- 1 事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合等で、平成18年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき
- 2 給与所得者で、給与収入が2千万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えるときなど

## 【作成はホームページで】

国税庁のホームページではパソコンで確定申告書・青色決算書・収支内訳書が作成できる「確定申告書作成コーナ」を提供しています。

同コーナーでは、添付書類とともに、そのまま郵送などで税務署に提出することができます。

また、同コーナーで入力したデータを、国税電子申告・納税システムに引き継ぐことができます。



## 【正しい申告を！】

所得税は、自分の所得の状況をよく知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、納付すべき税額の20%、15%または10%の加算税が課される場合があり、更に延滞税も納めなければならないこととなります。

## 【18年分主な改正事項】

- 1 定率減税額が所得税額の10% (最高12万5千円)に変更(改正前20%、最高25万円)
- 2 寄付金控除の適用下限額が5千円に引き下げ(改正前1万円)
- 3 1回の支払額が、次により計算した金額以下である配当等が、確定申告を要しない少額配当の対象となりました。

$$10\text{万円} \times \frac{\text{配当計算期間の月数}}{\text{数(最高12カ月)}} \div 12$$

※ この改正は配当等の支払基準日が平成18年5月1日以降であるものについて適用されます。

## 【申告書の記入に当たって】

申告書を自分で書かれるときは、「所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していきまると、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていますので、ご自分で記入し郵送などによりお早めに提出してください。

# 平成19年度の住民税(所得)申告

本年も町民税の申告をしていただく時期になりました。昨年中(18年1月1日~12月31日)の正しい所得金額を計算して、下表の日程により町民税の受け付けを行います。

特に19年度より、所得税から住民税への税源移譲による税率改正や、税制改正に伴う定率減税の廃止など、課税方法も変更となりますので、控除もれ、所得もれのないようご確認ください。

所得の無い方で、どなたの扶養にもなっていない方は、申告の必要がありません。

▼申告書の提出先及び提出期限  
申告書は、19年1月1日現在で、納税者が居住している住所地の町長に、3月15日までに提出してください。

▼申告の必要のない方  
①前年中の所得が一方所からの給与のみで、勤務先から1月末までに役場に給与支払い報告書が提出され、年末調整されている方  
②確定申告している方

▼持参するもの  
①事業所得・不動産所得・農業所得のある方は、所得の内訳書  
②医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書(支払った医療費が所得の5%または10万円を

超える場合)。生命保険会社・加入している保険組合からの振込金がある場合、その通知書等。医療費控除等受ける方は、人ごと病院ごとに領収書を分けてご持参ください。

③生命保険控除証明書・損害保険控除証明書・社会保険料領収書・国民年金保険料控除証明書  
④給与等の支払を受けている方・年金受給者の方は、源泉徴収票や支払調書

⑤所得の計算に必要な帳簿書類や必要経費の領収書  
⑥雑損控除を受ける場合は、その関係書類  
⑦印鑑(シャチハタ不可)  
⑧所得税の還付申告をされる方は、本人名義の口座番号控えか、通帳

※本年も申告書は配布しませんので、申告に必要な書類と印鑑を必ずお持ちになつて、会場へお出かけください。

▼年金受給者で申告が必要な方  
①65才以上(昭和17年1月1日以前生まれ)で年金収入153万円以上の方  
②65才以下(昭和17年1月2日以降生まれ)で年金収入103万円以上の方

▼問い合わせ先  
住民生活課 税務係(内線141・142・143)

## 地区別受付日

※下記日程中に、役場の税務窓口へ申告相談に来られても対応できない場合がありますのでご了承ください。

月日	地区名	申告受付時間	受付会場	月日	地区名	申告受付時間	受付会場
2/19(月)	西部	午前 9:30~11:30	西部生活改善センター	2/28(水)	青梨	午前 9:00~11:30	青梨集会所
	尾附	午後 1:30~ 4:00	尾附生活改善センター		森戸	午後 1:15~ 2:15	森戸集会所
2/20(火)	間物	午前 9:30~11:30	間物集会所	3/2(金)	小平	午前 9:00~11:30	小平集会所
	持倉	午後 1:30~ 2:30	持倉区長宅		黒田	午後 1:30~ 4:00	黒田集会所
2/21(水)	平原	午前 9:00~11:30	平原公民館	3/5(月)	塩沢	午前 9:00~11:30	塩沢改善センター
	神ヶ原	午後 1:30~ 4:00	中里支所第1研修室		生利	午後 1:30~ 4:00	生利集会所
2/22(木)	旧中里地区	午前 9:00~11:30	中里支所第1研修室	3/6(火)	麻生	午前 9:00~11:30	麻生集会所
		午後 1:30~ 4:00			柏木	午後 1:30~ 4:00	老人憩いの家
2/23(金)	旧中里地区	午前 9:00~11:30	中里支所第1研修室	3/7(水)	万一	午前 9:00~11:30	役場第4会議室
		午後 1:30~ 4:00			万二	午後 1:30~ 4:00	
2/26(月)	魚尾	午前 9:00~11:30	魚尾中央集会所	3/8(木)	万三	午前 9:00~11:30	役場第4会議室
		午後 1:30~ 4:00				午後 1:30~ 4:00	
2/27(火)	船一	午前 9:00~11:30	元船子集会所	3/12(月)	旧中里地区	午前 9:00~11:30	中里支所第1研修室
	白石	午後 1:15~ 2:15	白石改善センター	3/13(火)	全域	午前 9:00~11:30	
	高塩	午後 2:30~ 4:00	高塩集会所	3/14(水)			午後 1:30~ 4:00
皆さまのご協力をお願いいたします				3/15(木)		午後 1:30~ 4:00	役場第4会議室

都合の良い期日に、別の会場で申告される場合は、必ず、役場税務係へ事前にご連絡ください。



# 祝 **平成19年** 成人式

1月7日に、鯉々鰻ランド会館において、成人式が挙行されました。前日の雪で足元が悪い中、該当成人者32名中、22名が出席し、ご来賓が見守る中、厳粛に執り行われました。誓いも新たに社会へと羽ばたく皆さんの、今後のご活躍をお祈りいたします。



誓いのリボンを国旗の下に固く結ぶ成人者の皆さん



代表で謝辞を述べる



成人者の真剣な瞳には新たな決意が感じられました



代表で記念品を受ける



式典の後は、恩師を囲んでの懇談。万場中・中里中の出身者に分かれ、楽しいひとときを過ごしていました。



● 成人者紹介 ●

成人としての門出を、町全体で祝福できるように、ここに紹介させていただきます。

なお、都合により出席できなかった方や広報での写真紹介を希望されなかった方については、ご芳名のみ掲載とさせていただきます。

▼記載事項 ①お名前 ②保護者名 ③地区名 ④二十歳の誓い。  
《敬称略》



④③②①  
④次期社長



④③②①  
④日々精進



④③②①  
④次期工場長



④③②①  
④マイホームを建てる



④③②①  
④大きな人間



④③②①  
④美容師になる



④③②①  
④看護師になる



④③②①  
④親孝行する



④③②①  
All for one!  
④One for all!



④③②①  
④楽しく送れる人生にする



④③②①  
④人に優しく行く先々で頑張る



④③②①  
④自分なりに満足する人生



④③②①  
④全力に精一杯生きる



④③②①  
④日々を楽しく過ごす



④③②①  
④美容室の経営者になる



④③②①  
④何でもできる主婦になる



④③②①  
④次期モービル



④③②①  
④日々平穩

お名前										保護者										地区									

★今回、個別に写真を掲載して紹介することができなかった成人者の皆さん《敬称略》



④③②①  
④やさしい人



④③②①  
④丸岩の松のよう  
に強く生きる

贈る言葉



神流町長  
宮前敏十郎

わが神流町は、緑豊かな自然と優れた歴史と伝統に培われた町です。ここに生まれ育ったことを誇りに思い、社会の原動力として、郷土発展はもとより、広く社会に貢献されるよう、期待しています。

洋々たる大海原に大きな夢と希望を携えて、力強く漕ぎ出でる皆さまの前途に幸多からんことをお祈りいたします。



神流町議会議長  
新井正信

成人式は、人生における大きな節目です。権利と義務を与えられ、これからの社会を引っ張っていく皆さんには、社会へ、世界へと大きく視野を広げ、精神的にも大きく飛躍する、重要な節目にさせていただきましたと想います。

いかなるときも、希望と誇りを持ち、親への感謝を忘れることなく、人生を歩んでください。



**かなまち役場情報**

神流町役場 ☎ 57-2111  
 総務課・住民生活課・産業振興課  
 建設課・会計課・教育委員会事務局

中里合同庁舎 ☎ 58-2111  
 保健福祉課・中里支所

どちらに電話をかけても、内線転送できます。

**環境衛生**

**不燃ごみの直接搬入  
受入変更について**

昨年の広報かな10月号ですでお知らせしたとおり、船子の塵芥処理場は、3月末日をもって閉鎖いたします。

ついでには、塵芥処理場への不燃ごみ直接搬入は3月20日(火)までとし、3月22日(木)以降は、すべて尾附のクリーンセンター奥多野で受け入れをいたします。

直接搬入する場合は、定められた方法で分別を行うようご協力ください。

**ごみの野外焼却  
禁止について**

昨年、野外焼却が禁止されている旨のチラシを各家庭へ配布させていただきましたが、未だに野外焼却をされている方が見受けられ、町民の方からも多くの苦情や相談が寄せられています。

野外での焼却は、周辺の町民の方に迷惑がかかるのと同時に、環境破壊へもつながります。近年、地球温暖化問題やダイオキシシン発生問題等が広く取り上げられています。野外焼却は、その大きな原因の一つとなっています。

**住民窓口**

各家庭から排出されるごみは、定められた方法で指定収集場所に排出するか、直接施設へ持ち込むようお願いいたします。

▽問い合わせ先 住民生活課環境衛生係(内145)

**“住民基本台帳カード”  
ご存じですか?**

住民基本台帳カードは、希望者に対し、お住まいの市区町村から交付されるものです。

カードには氏名・住所・生年月日・性別が記載されます。その際、写真付き住民基本台帳カードを希望されずと、運転免許証やパスポートなどと同様に、公的な証明書として幅広くご利用いただけます。

《申請手続》

- ▼申請に必要なもの ①手数料500円 ②印鑑
- ③写真(写真付きカード希望者のみ) サイズ縦4・5cm、横3・5cm以内のカラー版。上半身、無帽、正面、無背景で6ヶ月以内に撮影

したもの(写真はお返しできません)

▼申請場所 役場窓口または中里支所窓口

▼交付までの期間 1週間程度

▼交付場所 役場窓口(交付時に4桁の暗証番号を設定するため、機械のある本庁舎のみの交付となります)

▼問い合わせ先 ①住民生活課住民係(内線148)

②中里支所(内線310)

**国民年金**

**国民年金保険料は  
忘れずに納めましょう**

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

「第1号被保険者(農業や自営業者、学生など)」は、月額13,860円の保険料を納めなければなりません。

保険料を納め忘れて未納のままにしていると、将来受ける年金額が減額されたり、年金が受けられなくなるばかりか、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金や、一家の支

え手が亡くなったときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。

納め忘れている方は早めに納めましょう。

**保険料の納付は  
「早割」がお得で便利**

保険料の納付には口座振替の「早割」がお得で便利です。これは、口座振替の指定日を納付期限より1ヵ月早めることで、1ヵ月当たりの保険料が50円割引になる制度で、一度手続きをすれば、その後は毎月の保険料が指定の預貯金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れの心配もありません。

この「早割」を希望される方は、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)をご持参のうえ、金融機関・郵便局または社会保険事務所へお申し出ください。



**第3号被保険者の  
届け出はお済みですか**

厚生年金や共済年金に加入している夫（または妻）に扶養されている20歳以上60歳未満の妻（または夫）は、国民年金に「第3号被保険者」として加入します。第3号被保険者になると、配偶者の加入する厚生年金や共済年金が制度全体で第3号被保険者の保険料を負担する仕組みになっているため、国民年金保険料を納める必要はありません。第3号被保険者になるためには届け出が必要で、配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所へ届け出ます。特別な理由もなく届け出が遅れた場合、届け出から2年前以内の期間は、年金を受け取るために必要な保険料納付済期間に算入されませんが、それ以前の期間は「保険料未納の取扱い」となります。そのため、届け出が遅れると、将来年金を受けられなくなったり減額されたりします。

なお、平成17年3月31日以前に第3号被保険者に該

当していたものの、その届け出をしていなかった期間については、原則として配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所へ届け出ることにより、過去の未届期間がすべて保険料納付済期間となる措置がとられます。

詳しくは、社会保険事務所へお問い合わせください。

◎高崎社会保険事務所  
☎027-322-4435

▼問い合わせ先 住民生活課 国民年金係（内147）

**国保**

**加入、脱退の届け出は  
14日以内に！**

国保に加入するときや脱退するときには、役場の国保窓口へ届け出が必要です。また、加入保険が変わったら、医療機関で受診するときに必ず変更後の保険証を提示しましょう。

▼国保に加入するとき ①ほかの市町村から転入（職場の健康保険に加入していない場合） ②職場の健康保険などをやめた ③子どもが生まれた ④生活保護

を受けなくなると、※加入の届け出が遅れると、加入資格が発生した時点から適用すると同時に、保険税も資格発生時までさかのぼって計算することとなり、一度に払う金額が高額になってしまいます。

▼国保をやめるとき ①ほかの市町村へ転入 ②職場の健康保険などへ加入した ③死亡 ④生活保護を受け始めた

※やめる届け出が遅れると、新たに加入した職場の健康保険と国保とに保険税（料）を二重に納めてしまうことがあります。

▼問い合わせ先 住民生活課 国保係（内146）

毎月第1土曜日は「少年の日」  
毎月第1日曜日は「家庭の日」  
毎月16日は「県民防犯の日」  
.....  
青少年を健全に育成できる環境と、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりにご協力ください。

**1月の**

**町長・議会議員の**



**町長**

- 4日 神流町生き粋倶楽部交流会
  - 6日 町消防団出初め式
  - 7日 町成人式
  - 10日 藤岡警察署初点検 藤岡市
  - 16日 第1回議会臨時会
  - 19日 奥多野職工組合総会
  - 21日 利根川水系砂防期成同盟会要望活動 東京都
  - 22日 郡上毛かるた競技大会 吉井町
  - 24日 県町村会理事会 前橋市
  - 25日 財団法人群馬県自治協会理事会 前橋市
  - 26日 群馬県国民健康保険診療報酬審査委員会 前橋市
  - 27日 交通指導員初点検 町内
  - 28日 国保連合会常務役員会 前橋市
  - 29日 郡町村長会議 藤岡市
  - 30日 神流町健康増進計画策定委員会 前橋市
  - 30日 第62回国民体育大会冬期大会 前橋市
  - 30日 群馬県農業共済事業推進大会 前橋市
- 議会議員**
- 6日 町消防団出初め式
  - 7日 町成人式
  - 10日 第1回議会臨時会
  - 12日 藤岡警察署初点検 藤岡市
  - 16日 議会だより編集委員会
  - 23日 群馬県市町村トップセミナー 前橋市
  - 24日 多野郡・甘楽郡正副議長会議 上野村
  - 29日 議会だより編集委員会
  - 30日 スクールバス・福祉バス民間委託契約に伴う検討会
  - 30日 神流湖整備協会理事会・評議員会

# Town Topics まちの話題

## 上毛かるた

1月8日に、鯉々鯉々ランド会館において、町子育連主催の第4回上毛かるた競技大会が開催されました。

子どもの減少により、団体戦のチームが組めない地区があったり、体調不良で急ぎよ欠場などのアクシデントもありましたが、参加した約60名の選手は、元気よく、かるた競技を行いました。

上位の成績を収めた選手は、1月21日に、吉井町を会場に行われた多野郡上毛かるた競技大会に参加しました。

### ▼成績（敬称略）

○小学生低学年個人

優勝

準優勝

第3位

○小学生高学年個人

優勝

準優勝

第3位

○中学生個人

優勝

準優勝

第3位

○小学生低学年団体

優勝 黒田チーム

準優勝 万三チーム

第3位 生利Aチーム

○小学生高学年団体

優勝 黒田チーム

準優勝 万一チーム

第3位 万三チーム

○中学生団体

優勝 中里西チーム



神流町の子どもたちは、姿勢がきれいです

## どんどん焼き

どんどん焼きは、どんどん焼きとも言い、小正月の恒例行事で、正月飾りに使った松やしめ縄、祈願成就を達成した達磨やお守りを燃やします。

神流町でも、昔はあちこちの集落で行われていたようですが、近年は松飾りの量も少なくなり、大きなヤグラを2基・3基と立てることもなくなりました。

どんどん焼きのオキ火で藪玉を焼いて食べると風邪を引かない、といわれています。ご利益があるといいですね。

神ヶ原は14日、万場は15日に行いました。



門松集めは子ども会の仕事



焼肉・焼そばのふるまいも



藪玉を焼いて食べて無病息災



竜のような煙は豊作のきざし



選管委員そろって受賞



公平・公正・公明な選挙執行に尽力するとともに、明るい選挙の啓発に取り組んでいる当町の選挙管理委員会は、この度、全員が西部郡支会長表彰を受賞しました。個人に与えられる表彰ですので、いかに当町の選管委員が充実しているかがうかがえます。

さんに高齢者叙勲



さんは、18年10月20日に満88歳を迎えたことから、旭日単光章が授与され、12月20日にその伝達式が行われました。旧万場町議会議長など、要職を歴任され、永年地方自治に取り組まれた功績が讃えられたものです。おめでとうございます。

話題を  
募集中

ふれあいネット神流では、

広報紙

ケーブルテレビ

で紹介する情報を募集しています。

ボランティア・文化・スポーツ、その他、団体の活動のこと。珍しい花や野菜といった自然現象など、ありとあらゆる分野で、町の人に広く知ってもらいたい話題などがありましたら、情報をお寄せください。

内容の詳細を把握させていただいたのち、広報紙の記事として、また、ケーブルテレビの番組として紹介させていただきます。

ただし、内容によっては、ご期待に添えない場合がありますので、ご了承ください。

▼お問い合わせ先 総務課広報情報係（内線230）

恐竜ぬいぐるみ教室

第3回目の教室を次のとおり開催します。

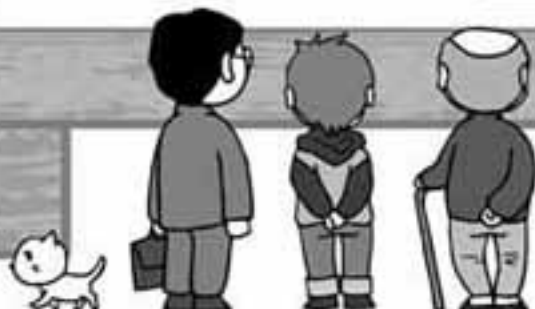
- ◆期日 3月11日（日）
- ◆時間 午前10時～午後3時
- ◆場所 活性化センター
- ◆講師 木塚千枝子先生
- ◆定員 15名（先着）
- ◆持ち物 裁縫道具（糸、針、はさみ）、2日以上の鉛筆か色鉛筆
- ◆連絡先 恐竜センター
- ◆電話 58-2829



ひとり暮らし老人保養事業

- ◆期日 2月26日（月）～27日（火）
  - ◆行き先 水上ホテル聚楽
  - ◆対象者 町内に在住する65歳以上のひとり暮らしの方
  - ◆定員 先着35名
  - ◆参加費 7,500円
  - ◆締切日 2月14日（水）（定員になり次第締め切り）
  - ◆連絡先 社会福祉協議会
  - ◆電話 58-2781
- お申し込みいただいた方には後日詳細を通知をいたします。

かな  
掲示板



毎月5日が広報発行日です。掲載したい原稿は、発行日前月の15日までに「ふれあいネット神流」へお寄せください。



特集 **二**

かなな **ふるさと考**



過疎化が進む神流町。その流れには歯止めがかかりません。しかし、人口の流出は、人材を世に送り出しているところでもあります。

町を離れて生活している人の「ふるさと感」。町で生きる人の「ふるさと感」。その2つがうまく絡まり合うことで、新しい「まちづくりのカタチ」も見えてきます。

**母校という絆**

幼・少年時代は、人間が人格を形成するうえで、とても大切な時期といわれています。その多感な時期を共に過ごした仲間は、竹馬の友として一生の付き合いができる友です。

先日、ある人たちが同窓会を開催しました。卒業して20年という節目を機に開催された、昭和62年度中里中学校卒業生の同窓会です。この同窓会は、なんと、事前に校庭の片隅を掘ると



ひとすくい毎に時間がさかのぼる

ころから始まりました。タイムカプセルを埋めていたのです。カプセルの中には、生徒

時代の目標や、将来の自分にあてた本人や親からの手紙の他、先生が、教え子たちと一緒に飲むための、ウイスキーなども入れてありました。試飲したら酸っぱかったとか、それは、初恋の味だったのでしょか。



昔にもどって盛り上がる同窓会

**出身地域の誇り**

川崎市には、旧万場町出身者が集う「川崎まんば会」という組織があります。20年ほど前に川崎市在住の同郷出身者で結成され、その後、京浜地区在住者も加え、一時は170名という会員数を有した団体です。

現在までに、ふるさと訪問旅行、みかぼ山植樹祭、川崎市民祭の支援など、郷



まんなば会では、今後、京浜地区在住の旧中里村出身



川崎市民祭は販売やPRを支援

者とも合流し、会の名称を変更する意思があるのとこのことです。お知り合いで該当する方がいらっしゃったら、誘ってみてはいかがでしょうか。

▼連絡先



**軸は「ふるさと」**

町在住者からみれば、生活の現場である「ふるさと」も、出身者からみれば、想いの詰まった聖地であり、両者は「ふるさと」を軸に深く関係しています。

町の特産品を、外部に売り出すときにも、出身者は、強い味方になるでしょうし、町内のイベントなども、出身者に協力していただいている部分が多々あります。まちづくりの手法も、かつての施設優先から心優先へと替わりつつあります。出身者と在住者の心のつながりを結集して、カタチにすれば、町の経済のみならず、福祉・安全・教育などの分野でも威力を発揮するのではないでしょうか。



# かな

## の文化

〜ほんたの  
広場



いやー、「つらら」は難しいですね。苦心の投稿ありがとうございます。

つつましく  
乱姿正して  
らしき舞

孝風

つつがなき

来年こそはの

米年じゃ

孝風

月の夜

ラムネを口に

ラッパ飲み

高橋もりよ

続きゆく

ランドセルの子

らん漫と

高橋もりよ

辛くとも

拉致問題は

埒明かぬ

津妓

積もる雪

洋灯を灯し

爛々と

津妓

連れ立って

落語小話

ラッキーね

八重桜

連れ添って

楽あり苦ありも

楽隠居

八重桜

月の夜に

ライオン二頭

ランデブー

喜多野通舞

ツアー組

ラクダに乗って

ラクでない

喜多野通舞

妻曰く

楽になるまで

楽するな

ドロップ

つるる思い

ラジオに託した

ラブレター

ひつじ

強いのは

雷と空つ風

乱気妻

神流の衆人

つらら折り

「ら」の語少なし

楽じゃなし

編集局



こぼれた山茶花に

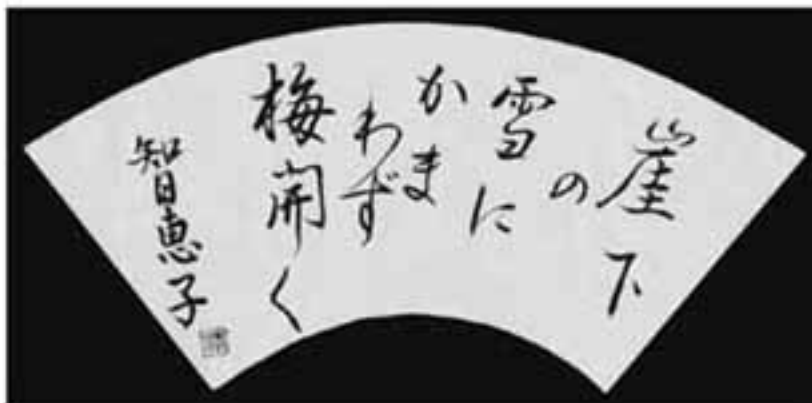
黒沢ヒサ

となりの家の庭先に  
咲いた一重のピンクの山茶花  
一枝いただいた  
一輪ぎしにきして三日目  
水をかえようと  
枝を持ち上げたら  
バラバラと花びらがこぼれて…

そばに有った私の黒い帽子のつばに  
ひとひらが止まった

あらっ素敵

そのままかぶってみたい嬉しい気分



↓孝風さんの随筆前編です。後編は次号掲載。



このコーナーでは、広く皆さまからの作品を募集しています。文化活動を楽しんでる皆さん。ぜひ投稿や情報提供をお願いします。取材にもうかがいます。さて、今回の宿題は「ツクシ」です。俳句形式の各頭にツ・ク・シを折り込んでください。季語は不要、締切は2月15日まで。

### 【宿題予告】

次の次の宿題は「カ〇ミ」です。〇に入る言葉は皆さんで考えてみてください。春の気象用語。たなびいたりします。

### 思いのまゝに 二のー

登り行く谷の瀬も霧の中  
迫り来り林霧に浮かび立つ赤山荘  
迎し一人の背優し  
再会の喜び交す顔と手と混浴も  
平気すは口先はかい用意万端宴席  
で春高樓の秋にハッポウ半天のヤスシが  
踊ってくれた花の宴めぐらさぬ  
宴もたりなわ今朝ちゃんか風呂敷敷  
がり杖ついて旗立てられた九段の母に昔の  
勇士も今老兵話つきやい山の空  
大きないびきで目が覚めろ今日は何より  
相見さす。いやんあんなに可愛いわ  
思い出残して尻指に立つ。今日は昔の峰を  
東で残ゆる夢のせは心はすまを道すかく  
岩肌荒れし叶山やと見つけし老眼に定れし  
夜はあめあたい山ま天山の神よ老い行く  
我等の幸願い守り給えと念ふらん。

**住民のみなさんへ**  
**お知らせ**



☎ 57-2111  
☎ 53-2111

g u i d e  
**ガイド**

**公立藤岡総合病院  
職員募集のお知らせ**

**職種**

① 経理事務職員 若干名

② 図書司書 1名

▽ 応募資格 ① 40歳未満（19年4月1日現在）で、公営企業（病院）の経理事務経験者。また地方公務員法の欠格条項に該当しない人 ② 40歳未満（19年4月1日現在）で、図書司書業務および医療秘書業務に精通した者。また地方公務員法の欠格条項に該当しない人

▽ 提出書類 履歴書、調査票、健康診断書（いずれも当院指定の用紙、履歴書は写真添付）資格免許証の写し（図書司書）

▽ 受付期限 2月13日（火）まで（必着）

▽ 試験日 2月18日（日）予定

▽ 試験方法 面接、小論文

▽ 処遇 多野藤岡医療事務市町村組合の規程による。

▽ その他 採用は4月1日予定です。

▽ 問い合わせ先 公立藤岡総合病院経営管理部総務課

☎ 22-3311  
<http://www.fujioka-hosp.or.jp/>

※ 当院指定の提出書類については公立藤岡総合病院ホームページからダウンロードしてください。



**ヤングハローワーク  
就職面接会**

▽ 期日 2月21日（水）

▽ 時間 午後1時～4時

▽ 会場 グリーンホール前橋（前橋市岩神町）

▽ 内容 県内の事業所約80社による就職面接会

▽ 対象 3月に高校・大学・短大・高専・専修学校を卒業する学生を含む35才未満の人

▽ 費用 無料

▽ 申し込み方法 当日、直接会場にお越しください。

▽ 問い合わせ先 群馬労働局

☎ 027-210-5007

☎ 027-226-3407

**少額訴訟を利用しよう  
とする方へ**

少額訴訟は、原則1回の審理で、直ちに判決が言い渡される手続きで、次の条件のいずれをも満たす場合に適用している手続きです。これから少額訴訟手続きをお考えの方は、これらの点を考慮してご検討ください。

▽ 条件 ① 60万円以下の金銭を請求する ② すぐに裁判資料が準備できる ③ 内容が複雑だったり難しすぎない

※ 少額訴訟に関する訴状の定型用紙は、簡易裁判所の窓口にて備え付けているほか、裁判所ウェブサイトからも入手することができます。

▽ 問い合わせ先 前橋地方裁判所

☎ 027-231-4275

<http://www.courts.go.jp/>

**高崎高等学校通信制  
入学生募集**

県立高崎高等学校通信制では、19年度入学生を募集します。教育内容は全日制・定時制と同じです。働きながら、あるいは家事に従事しながら自学自習を中心とした学習を行い、3年以上在学して規定の条件を満たせば、高等学校卒業の資格が得られます。都合により全日制・定時制で学ぶことができない人にとって、またとない機会です。また生涯学習の一環として活用する人も年々増え、現在15歳から70歳まで、600名余の生徒が学んでいます。

▽ 出願期間 3月9日（金）～3月30日（金）

▽ 出願書類 直接来校して請求してください。

▽ 問い合わせ先 県立高崎高等学校通信制

☎ 027-330-2277

**県民自治ネットワーク  
メンバー募集**

県民と県との情報の共有や協働を進める「県民自治ネットワーク」のメンバーを募集します。「県政を詳しく知りたい」、「自ら主体となって県政に参加したい」、「活力ある安全で暮らしやすい地域社会を実現したい」とお考えの皆さん。一緒に行動してみませんか。

▽ 活動期間 4月～20年3月

▽ 活動内容 自主企画、自主運営および情報公開を基本とし、お住まいの地域ごとのグループで行う暮らしやすい地域づくりの実践活動や、県政に関する情報収集と意見交換、意見交換を通じた提案の策定など、目的達成に必要な活動を行います。

※ 報酬・旅費はありません。

▽ 対象 県政への参画に興味と熱意のある人

▽ 定員 300人（選考）

▽ 応募期限 2月28日（水）

▽ 応募方法 所定の応募用紙

▽ 応募用紙配布場所 藤岡行政事務所、神流町役場

▽ 問い合わせ先 藤岡行政事務所

☎ 22-5101



平成19年度「ぐんま農業実践学校」(就農準備校)の日程・内容・定員など

コース	日程(予定)	内容	対象	定員	
一般就農者課程	野菜	4~11月の平日(全15回)	露地野菜の初歩的な栽培管理技術の習得(実習中心)	農業に興味のある人	15名
	花き	4~9月の平日(全16回)	花きの初歩的な栽培管理技術の習得(講義中心)	農業に興味のある人	10名
	果樹	4~12月の平日(全17回)	果樹の初歩的な栽培管理技術の習得(講義中心)	農業に興味のある人	10名
	農産加工	6~12月の平日(全7回)	うどん・そばの栽培から加工までの基礎的な研修	農業に興味のある人	10名
専門就農者課程	露地野菜	通年平日(全75回)	野菜の栽培管理技術、就農に必要な専門的知識・技術の習得(実習中心)	研修終了後、確実に就農する平成19年4月1日現在60歳以下の人	20名
	施設野菜	通年平日(全75回)	露地: ねぎ、ほうふ、けいれん、きんぎょ、しょうろ、ろっこり等の栽培管理 施設: トマト、きゅうりの栽培管理		注1
定年慢農者課程	本校	4~12月の土曜日、日曜日(全15回)	露地野菜の初歩的な栽培管理技術の習得(実習中心)	定年等による退職後に就農を希望する平成19年4月1日現在50歳以上~65歳以下の人	20名
	地域校 注2	6~12月の土曜日、日曜日(全7回)	露地野菜の初歩的な栽培管理技術の習得(実習中心)	"	50名 各県民局10名

※ 詳しい日程は、申込用紙と併せて配布します。  
 注1 専門就農者課程の定員は、各コース概ね10名を予定していますが、選考により変更する場合があります。  
 注2 定年慢農者課程地域校コースの募集は、平成19年5月頃の予定となります。

**ぐんま農業実践学校  
入校生募集**

農林大学校では、多様な農業の担い手確保・育成を図るため就農を支援します。

▽会場 県立農林大学校  
 △応募資格 心身ともに健康な方で、県内での就農を希望する方

▽申し込み方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、指定期日までに郵送する。  
 △締切 2月20日消印有効  
 △選考方法 書類および面接  
 △受講料 無料(ただし、教材費は実費負担)  
 △問い合わせ先 県立農林大学校研修部就農支援グループ  
 ☎027-371-3841  
<http://www.pref.gunma.jp>

**農と食のふれあい講座  
19年度前期募集**

野菜・庭木・農産加工の公開講座です。ご参加ください。

▽日程・時間・講座内容

日程	時間	講座内容
4月11日(水)	13:30~16:30	花き全般に関する基礎知識(講義)
4月18日(水)	13:30~16:30	土づくり・肥料・栽培管理・害虫対策(講義)
4月25日(水)	13:30~16:30	春夏野菜の播種・育苗・管理ポイント(講義)
5月20日(日)	13:30~16:30	春夏の庭木の剪定・管理等(講義と実習)
6月26日(火)	09:00~12:00	うめジャム・ウメエキス・梅干し作り(実習)
7月11日(水)	13:30~16:30	秋冬野菜の播種・育苗・管理ポイント(講義)
8月30日(木)	09:00~12:00	豆腐づくり(実習)

▽会場 県立農林大学校  
 △定員 各20名(申し込み多数の場合は抽選)  
 △受講料 無料 ※教材費は実費負担  
 △申込期限 2月末日必着

**かあちゃんの  
天下一品フェア**

▽申し込み方法 1講座につき1枚の往復はがきで、希望する講座名、開催日、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を、返信面に郵便番号、住所、氏名を記入してください。  
 △申し込み・問い合わせ先 農林大学校〒370-3105 箕郷町西明屋1005  
 ☎027-371-3244  
<http://www.pref.gunma.jp>

**2月は省エネルギー  
月間です**

2月は経済産業省資源エネルギー庁主催による省エネルギー月間です。  
 家計にも地球にもプラスになる「省エネルギー」にご協力ください。

▽問い合わせ先 東京電力(株)高崎支社 生活営業グループ  
 ☎0120-99-5222

**2月7日は、  
北方領土の日です**

江戸時代末期の1855年2月7日に、日露通好条約が

結ばれ、択捉島から南は日本の領土であることを、お互いが確認しました。  
 北方領土返還は、世論を高めることで実現します。この機会に皆さまも、ご家族や友人で話し合い、北方領土問題をぜひ認識してください。

▽問い合わせ先 県庁観光局 観光国際課国際化推進グループ  
 ☎02-226-3394  
<http://www8.cao.go.jp/hoppo/>





# 厳寒期の交通事故防止を心掛けましょう

例年、この時期は、積雪、凍結による交通事故が多発します。特に、天候の急変による降雪などが予想されますので、次のことに注意して事故を起こさないようにしましょう。

- ▽運転前の車両点検  
車のフロントガラスが凍りつくなど、運転に支障を及ぼす場合があります。暖気運転を行うなどして、十分な視界確保に努めましょう。また、ラジエーター内の不凍液、チエーンやスタッドレスタイヤなどの事前点検も確実に行いましょう。
- ▽タイヤチエーンやスタッドレスタイヤなどを早めに装着  
タイヤチエーンなどは、最寄りのチエーンベース、サービステリアなどの安全な場所で早めに装着しましょう。道路上での装着は、渋滞や重大事故を誘発するなど大変危険ですので、絶対にやめましょう。
- ▽運転操作は慎重に  
雪道や凍結した道路は大変滑りやすく危険です。急発進、急ブレーキ、急ハンドルを避け、運転操作は慎重に行いましょう。特に下り坂やカーブ手前では十分速度を落とし、他の車との車間距離も十分確保しましょう。
- ▽凍結しやすい場所では特に注意  
橋・トンネルの出入り口や日中でも陽の当たらない場所などは凍結しやすいことから、手前で速度を落とすなど注意して走行しましょう。
- ▽長距離を運転する場合の注意  
高速道路などを利用しての長距離運転の場合は、出発地で雪が降っていないくても行き先地の道路交通情報に注意し、必ずタイヤチエーンなどの滑り止め装置を携行しましょう。また、出発前に行き先地の天候や規制内容を確認しましょう。
- ▽ライトの早期点灯  
吹雪などの悪天候時には、ライトを必ず点灯しましょう。また、夕暮れ時はライトを早めに点灯しましょう。

▽問い合わせ先  
県警察本部交通企画課  
☎027-243-0110 (内線5042)

樹種	長径	径級	高 値		平均値		前同比	出品量	販売量	落札率
			㎡@	石@	㎡@	石@				
杉	3.00	16~18	12,000	3,300	11,900	3,300	-300	46,193	46,193	100%
		20~24	13,300	3,700	13,000	3,600	-200	155,248	155,248	100%
	3.65	20~30	12,800	3,600	12,700	3,500	-700	36,469	36,469	100%
		30~上	—	—	—	—	—	—	—	—
	4.00	10~13	11,000	3,100	11,000	3,100	0	43,588	43,588	100%
		14~18	12,750	3,500	12,500	3,500	0	13,758	13,758	100%
		20~28	11,200	3,100	11,000	3,100	-1,900	50,994	49,910	98%
	6.00	30~上	12,100	3,400	12,100	3,400	-100	12,072	12,072	100%
		16~18	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の杉								77,882	77,301
杉 合計								436,204	434,539	100%
桧	3.00	14~24	23,600	6,600	23,600	6,600	—	10,740	10,740	100%
		10~13	10,800	3,000	10,800	3,000	-400	4,252	4,252	100%
	4.00	14~18	23,100	6,400	23,100	6,400	-900	41,782	41,782	100%
		18~28	24,200	6,700	24,200	6,700	800	36,234	36,234	100%
		30~上	25,000	6,900	—	—	—	—	—	—
	6.00	14~18	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の桧								20,234	20,234	100%
桧 合計								113,242	113,242	100%
赤松	4.00	18~22	10,000	2,800	—	—	—	—	—	—
		30~上	13,000	3,600	—	—	—	—	—	—
その他の赤松								—	—	—
赤松 合計								0,000	0,000	—
唐松	4.00	7~10	15,000	4,200	—	—	—	—	—	—
		11~12	10,000	2,800	—	—	—	—	—	—
		18~28	8,000	2,200	—	—	—	—	—	—
		30~上	13,000	3,600	—	—	—	—	—	—
その他の唐松								—	—	—
唐松 合計								0,000	0,000	—
その他の樹種								12,754	0,835	7%
総 合 計								562,200	548,616	98%

(市況) 明けましておめでとうございます。昨年は原木の流通経路・仕別区分・そして価格についても大きな変化に富んだ年でした。価格の変動だけに限らず、これまでも過酷な値下りに見舞われてきましたが、流通全体に基本的な組み換えが生じる気配を感じられたのは、初めての事です。県産材センターの稼働による大量消費に端を発した、国産材需要の動きは、更に多様な形の需要が形成されつつあるようです。いずれの場合でも大量の供給に支えられる事が新しい用途が確立される絶対条件である事は間違いない訳で、今年を境に需要拡大から、供給拡大へと最重要課題が移行して行くでしょう。まず今年は慢性的な品薄が続くと予想され、昨年初めのような安値に陥る事は無いと思われまます。

## 24時間 健康テレホンサービス

☎027-234-4970 (ヨクナレ) をダイヤルすると約3分間の健康講話が聞けます。

### 2月 (1日から28日)

月曜日	多重人格とは
火曜日	アルコール中毒の対策
水曜日	自閉症
木曜日	心身症
金曜日	外傷性ストレス障害PTSD
土・日曜日	失語症

直接相談タイム  
次の日にちの時間帯にダイヤルすると直接医師が電話に出ます

7日(水)	小児科/皮膚科	午後7:30~午後9:00
15日(木)	歯科	

健康テレホンの健康相談は、インターネットからもご利用いただけます。

<http://www.raijin.com/kenko/>  
—群馬県保険医師協会—



# 今月の行事予定

【2月10日～3月9日】

みかほ高原荘では、3月9日（金）まで平日の日帰り入浴は実施しませんのでご了承ください。  
問い合わせ先 ☎57-3211



月日	内 容	月日	内 容
2月10日(土)	土曜診療 上野診療所	2月24日(土)	土曜診療 中里診療所
11日(日)	建国記念の日 救急日曜診療 万場診療所	25日(日)	
12日(月)	振替休日	26日(月)	
13日(火)		27日(火)	
14日(水)		28日(水)	演劇公演会 午後2:00～3:00 鮎々鱈ランド会館
15日(木)		3月1日(木)	
16日(金)		2日(金)	定期健康相談 午前9:30～11:00 健康支援センター スポーツ吹矢教室 午後7:00～9:00 鮎々鱈ランド会館
17日(土)	土曜診療 万場診療所	3日(土)	
18日(日)		4日(日)	
19日(月)		5日(月)	定期健康相談 午前9:30～11:00 保線福祉センター
20日(火)		6日(火)	
21日(水)	乳児・1歳6カ月児歯科健康診査、相談 保線福祉センター	7日(水)	
22日(木)		8日(木)	
23日(金)	スポーツ吹矢教室 午後7:00～9:00 鮎々鱈ランド会館	9日(金)	スポーツ吹矢教室 午後7:00～9:00 鮎々鱈ランド会館

## まちの人口と世帯

平成19年1月15日 現在

人 口	2,832人	(前月比 -14)
男	1,347人	(前月比 -10)
女	1,485人	(前月比 - 4)
世帯数	1,178世帯	(前月比 1)

資料：住民基本台帳



## 今月の納付

科 目	納 期
固定資産税 4期	2月28日(水)
水道料 6期	
介護保険料 6期	

納付は、口座振替が便利です

## 戸籍の窓

平成18年12月届出分

おめでた

— 敬称略 —

おくやみ

— 敬称略 —



## らくがき

平成19年が明けてからすでに一カ月が過ぎ、一日と夜明けが早まってきました。春の足音が聞こえるようで、気持ちも高まってきます。

秋が深まった頃から、鳴りを潜めていたガビチョウも、早朝に鳴き始めるようになりました。今年は、ウグイスの肩身がますます狭くなってしまいうような勢いです。

ともあれ、今年は、町の美しい自然。特に鳥や花にスポットをあて、広報紙やケーブルテレビで紹介していければ良いな、と考えています。何かおもしろい情報がありましたら、お気軽にご連絡下さい。お待ちしております。

(今井)



# JURASSIC PARTS

## 44

# ジュラシック・パーツ

<http://www.dino-nakasato.org/>



## キマトセラス *Cymatoceras* sp.

今月はオウムガイのキマトセラス *Cymatoceras* sp. を取り上げます。

キマトセラスはキマトセラス科に属し、石堂層から産出します。日本では北海道の白亜紀後期の地層や徳島県の白亜紀前期の地層などから報告されています。また、イギリスやマダガスカルなどの白亜紀前期の地層からも見つかっています。

オウムガイは「生きた化石」と呼ばれています。オウムガイの仲間はカンブリア紀後期に出現し、現在も1属4～5種がフィリピンなどのやや深い海に生息しています。形はアンモナイトに似ていますが、殻の中の仕切りの形や連室細管（れんしつさいかん）と呼ばれる管の位置などが違います。また、出現した時期がオウムガイの方がアンモナイトよりも古く、オルドビス紀～デボン紀（約5億4千万年前～約3億6千万年前）に大繁栄をとげたのですが、中生代には主役をアンモナイトに譲りました。しかし、アンモナイトは中生代で絶滅し、オウムガイは環境の変化にも耐え、しぶとく生き残りました。

最近、地球温暖化など環境の変化が叫ばれていますが、私たちも生き残れるよう、環境に配慮していきたいですね。

By 恐竜センター(佐藤)

# かな 文化財探訪

19

## 敬白起請文

【漢字】

敬白起請文

一 為始長尾輝虎、白御敵方以如何  
一 種之所得申皆候共、不可致同意事  
一 甲・信・西上野三ヶ国諸卒難全道  
心、於我々無二奉守 信玄御前、可  
抽忠節之事  
一 甲州之御前惡儀、不可批判申事

上二者奉始梵天・帝尺、四大天皇  
下二者聖守地神、殊二者八幡大菩薩  
摩利支天・大瀧方上下大明神・大瀧大自在天  
神・申州三三大明神、惣而者日本六十余州  
大少之神祇各可蒙御許、此之由可預御被  
露候、仍如件

永祿拾年 土屋上總守重綱  
丁卯八月七日 黒澤駿河守重慶  
同 出羽守定吉  
同 福部助光吉  
同 兵衛尉重家

【現代語訳】

謹んで起請文を申し上げます。  
一 長尾輝虎（上杉謙信）をはじめ敵  
方より、どんな利益をもつて誤わ  
れても、敵方には、同意致しませ  
ん。  
一 甲州・信州・西上州三ヶ国の諸卒  
が逆心を企てても、私は一心に武  
田信玄様をお守り申し上げて、  
忠節を尽くします。  
一 甲州の武田信玄様のために悪いよ  
うなことや批判は致しません。

上には梵天・帝釈、四大天王をはじめ  
奉り、下には聖守地神、殊には八  
幡大菩薩、摩利支天、諏訪上下大明  
神・天満大自在天神・甲州一三三大明  
神、すべての日本六十余州大小の  
神々の天照を蒙ることになります。  
この由、御披露をお願い致します。  
以上



この起請文は、神流町に  
関係する山中衆が、永祿10  
(1567)年武田信玄に  
差し出したもので、長野県  
上田市の生島足島（いくし  
またるしま）神社に保存さ  
れています。起請文を含め  
全94通が、「生島足島神社  
文書」として、国の重要文  
化財に指定されています。

昔の地域を思い描くため  
の手掛かりになるのが、史  
跡や古文書です。今回紹介  
する起請文は、中世後期の  
神流町を知るための大切な  
要素が含まれています。  
それは「山中」という呼  
び方です。江戸時代に、こ  
の地が「山中領」という天  
領（幕府直轄地）であった  
ことは史実に明らかですが、  
「山中」という表記が最初  
に登場するのがこの起請文  
です。本文中にはありませ  
んが、この起請文を包む紙  
に差出人として「山中衆」  
とありました。つまり「山  
中」という枠が、このとき  
にあったということです。  
その枠内で、自治の原形  
でもある「惣村」や「惣郷」  
を形成していたのかも知れ  
ません。

紙面の都合で詳細は省き  
ますが、平井城の上杉、鉢  
形城の北条、そして武田へ  
と、目まぐるしく支配者が  
替わった時代。山中衆の生  
きざまにふれる文書です。

【参考文献】国重要文化財・生島足島  
神社文書「起請文にみる信玄武将」  
【参考サイト】上田市マルチメディア  
情報センター「絵本墨書生島足島神  
社文書」<http://museum.ami-c.jp/>  
[画像] 群馬県立歴史博物館提供画像  
[kushima/index.html](http://kushima/index.html)